

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年4月26日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第37号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第9号）の施行期日は、令和6年5月27日とする。